

ID: 119

担当部署: 健康福祉課

処分の概要	事業者の登録の取消し		
例規名 根拠条項	村田町基準該当障害福祉サービス事業者の登録に関する規則 第4条		
例規番号	平成18年規則第27号		
<p><b>【基準】</b></p> <p>第4条の規定による。                  (事業者の登録の取消し)</p> <p>第4条 町長は、事業者が次の各号のいずれかに該当する場合には、登録を取り消すことができる。</p> <p>(1) 事業者が、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準(平成18年厚生労働省令第171号)に規定する基準該当障害福祉サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準に従って適正な基準該当障害福祉サービスの事業の運営を行うことができなくなったとき。</p> <p>(2) 事業者が、不正の手段により登録を受けたとき。</p>			
備考			
設定年月日	令和3年4月2日	最終変更年月日	年 月 日